

平成31年度製品企画力高度化支援事業

-NIKAWA- 支援対象企業募集

福岡県工業技術センターインテリア研究所は、県内の家具・装備品製造業の製品企画力向上を支援し、戦略的な製品開発ができる活力ある企業を育成することを目的とした、平成31年度製品企画力高度化支援事業 **-NIKAWA-**を実施します。

募集受付期間

平成31年3月18(月)ー

平成31年**4月24**日(水)

公募説明会

3月20日(水) **18時00**分ー19時00分

場所：福岡県工業技術センター インテリア研究所
2階研修室 (大川市上巻405-3)



募集内容

本事業では、外部有識者やインテリア研究所職員らとグループを形成し、戦略的な製品企画に取り組みます。続いて、企画された製品コンセプトを具現化するデザイン作業をデザイナーに委託し、最終製品の試作までを行います。

応募資格

- (1) 基幹製品の創出や自社の製品企画力の向上にあたって新たなデザイナーとの出会いを求める者、将来を見据えた商品開発や販路開拓を行う者、審査委員会(5月中旬頃予定)でプレゼンテーションできる者。
- (2) 福岡県内の家具・装備品製造業または複数の家具・装備品製造業で構成されるグループで、原則従業員50人以下または直近の売上高10億円以下の家具・装備品製造業者。
- (3) 平成31年度末迄に本事業によって企画された最終製品を試作できる者。

応募方法

募集要項を参照のうえ、

- ①製品企画力高度化支援事業申込書(様式1)
 - ②事業概要資料(会社案内など)
- をインテリア研究所まで持参または郵送により提出して下さい。

(郵送の場合は平成31年4月24日必着)

※複数企業によるグループでの応募の場合は、応募者として代表の実施主体を1社選定し、グループ参加者リスト(様式2)を提出下さい。

お問い合わせ

福岡県工業技術センター
インテリア研究所 技術開発課 担当：石川
〒831-0031
福岡県大川市上巻405-3
TEL:0944-86-3259 FAX:0944-86-4744
Email: hishikawa@fitc.pref.fukuoka.jp
HP: http://www.fitc.pref.fukuoka.jp/news/h31/h31_idri_juten/h31_idri_juten.html



裏面もご覧ください(参加申し込み欄)

事業の流れ（予定）

<平成31年>

3～4月 公募

4月 審査・決定

製品コンセプトの
企画

8月 デザイン
事業者公募

9月 審査・決定

製品デザイン
作業

3月 完成

1

支援企業の公募・決定

- ・支援対象企業を公募（～4月24日）
- ・審査会開催（5月上旬）
- ・支援企業決定（5月上旬）

2

製品コンセプトの企画

- ・グループ初顔合わせ（5月中旬）
- ・コンセプト作成作業（～8月下旬）

3

デザイン事業者の募集・決定

- ・デザイン事業者を募集（8月下旬）
- ・審査会開催（9月）
- ・デザイン事業者決定（9月）
- ・説明会（9月）

4

デザイン作業を行い製品を具現化

- ・デザイン事業者初顔合わせ（9月下旬）
- ・デザイン作成作業（～3月）

5

製品（試作品）完成

応募に関する注意事項

- (1) 支援企業の製品企画開発の取り組みには、インテリア研究所が運営に携わります。
- (2) 本事業において開発する製品については、意匠権等の知的財産権の権利化を目指します。また、権利化に向けた申請は支援企業に行ってもらいます。
- (3) 支援企業は、インテリア研究所と福岡県工業技術センターが福岡県工業技術センター共同研究要綱に定める共同研究契約に基づき契約を締結します。
- (4) 7スケジュール <step2>で企画開発された製品コンセプトの内容については、応募を検討しているデザイナーに対して、秘密保持契約を締結のうえ開示致します。
- (5) 本事業では、デザイナーからのデザイン支援提案を審査しデザイナーを決定するため、支援企業がマッチングを希望するデザイナーからのデザイン支援を受けられない場合があります。
- (6) 本事業におけるデザイナーとは、製品開発に係るデザイン作業ができる法人または個人事業者を指します。
- (7) 本事業に関わる外部有識者による、デザイン支援業務に関わる契約期間中の経費については、インテリア研究所が外部有識者へ直接支払います。
- (8) 本事業で選定したデザイナーによる、デザイン支援業務に関わる経費については、契約期間中の業務請負料としてインテリア研究所がデザイナーへ直接支払います。
- (9) 試作品の製作に係る材料費等の諸経費の他、本事業の請負契約の範囲に含まれない業務をデザイナーに委託することで発生する費用は支援対象者の負担となります。
- (10) 本事業において、デザイナーが成した知的財産権（知的財産権とは、発明、考案及び意匠、商標に関連するネーミング、ロゴ・シンボルマーク、著作物の創作及びノウハウの創出による成果物をいう。知的財産権には著作権のほか、発明、考案、意匠及び商標の各々特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行う権利（商標登録出願により生じた権利）を含む。以下「本知的財産権」という。）は、原則として福岡県に帰属します。
- (11) 本事業の実施において支援企業は、必要な場合デザイナーやインテリア研究所と秘密保持契約を締結することができます。
- (12) 事業の事業効果を測るため、本事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を、該当する製品が廃番となるまで、インテリア研究所に報告していただきます。
- (13) 役員等経営に関与する者に暴力団員が含まれている場合は、支援企業に認定しません。仮に、支援決定後に判明した場合は、支援決定を取り消します。
- (14) 本事業の実施は、地方創生推進交付金の交付決定および福岡県の平成31年度予算の確定を前提とします。

公募説明会 参加申し込み書

〒切 3月19日（火）

送信先 FAX：0944-86-4744

E-mail：hishikawa@fitc.pref.fukuoka.jp

インテリア研究所 石川 宛

会社名		参加者氏名	
TEL		E-mail	